【規程番号　神女院Ｖ－005】

神戸女子大学大学院長期履修学生に関する取り扱い規程

（趣旨）

第１条　この規程は、大学院設置基準第４条及び神戸女子大学大学院学則第３条第３項の規定に基づき、特別の事情により、標準修業年限で課程を修了することが困難な学生に対して、標準修業年限を超えて計画的に教育課程を履修する者（以下、「長期履修学生」という。）に関して、必要な事項を定める。

（申請資格）

第２条　長期履修学生として申請できる者は、職業を有している者、若しくは家事、育児、介護等への従事などの理由により履修や研究の時間が著しく制限されている者及び入学時においてその見込みである者、又は研究の性質上、長期にわたる教育研究期間を要する者に限る。

（長期履修の期間）

第３条　長期履修の期間は、修士課程及び博士前期課程においては３年又は４年、博士後期課程は４年、５年又は６年とする。

２　年度途中を始期とする長期履修学生の申請は認めない。

３　在学生があらたに長期履修を希望する場合、長期履修の最長期間は標準修業年限の残余期間の２倍までとする。長期履修期間を終了したのち、なお在学している場合は、長期履修学生に関する取り扱いは適用されない。

（申請手順）

第４条　長期履修を希望する者は、出願時に長期履修学生登録申請書及び博士後期課程においては長期履修計画書を提出するものとする。

２　在学生において、翌年度から長期履修を希望する者は、当該年度の１月末までに長期履修学生登録申請書及び博士後期課程においては長期履修計画書を教務課に提出するものとする。

（許可）

第５条　長期履修学生の可否については、学長が許可する。ただし、学長は、許可に当たり研究科委員会の意見を聴くことができる。

（履修登録の制限）

第６条　修士課程及び博士前期課程において、長期履修学生が１年間に履修登録することのできる単位の上限は、３年計画の者は 20 単位、４年計画の者は 16 単位とする。ただし、履修登録の上限単位数には、集中講義で行う授業科目、専修免許及び専門看護師資格を取得するための授業科目並びに研究指導科目は除く。

（履修期間の変更申請）

第７条　長期履修学生が状況の変化により履修期間を変更する場合は、適用年度の前年度１月末までに長期履修期間変更願い及び博士後期課程においては長期履修変更計画書を教務課に提出しなければならない。長期履修期間変更願いは在学中に１回しか提出できない。

２　長期履修期間における年度毎の修学年数は、標準修業年限の残余期間を長期履修期間の残余期間で除した年数とし、修了には年度毎の修学年数の合計が標準修業年限に達していることを要する。ただし、年度毎の修学年数は１年を超えることはできない。

３　履修期間の変更にかかる審査は当該研究科委員会が行い、学長が許可する。

第８条　長期履修学生が、その資格を喪失したときは、速やかにその旨を研究科長に申し出なければならない。

（授業料）

第９条　長期履修学生の授業料は別に定める。

（雑則）

第10条　この規程に定めるもののほか長期履修学生に関して必要な事項は、部局長等会議の意見を聴き学長が決定する。ただし、学長は決定に当たり研究科委員会の意見を聴くことができる。

（改廃）

第11条 この規程の改廃は、部局長等会議の意見を聴き学長が行う。

附　則

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から実施し、平成 20 年度の入学生から適用する。

附　則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から実施し、平成 27 年度の入学生から適用する。

附　則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日より施行する。

附　則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日より施行する。

附　則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日より施行する。

附　則

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日より施行する。